

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（医療関係抜粋）

## 第一 総論

### IV 改訂戦略の主要施策例

#### 3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成

##### ②健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

○医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

- ・複数の医療法人や社会福祉法人等について一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。【2015年中に制度上の措置を目指す】
- ・上記新法人制度を活用した他病院との一体経営のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう必要な制度設計等を進める。【2015年度中の制度上の措置を目指す】

○個人に対する健康・予防インセンティブの付与

- ・健康増進、予防へのインセンティブを高めるため、医療保険制度において、個人へのヘルスケアポイントの付与や現金給付が可能であることを新たに明確化し、普及させる。あわせて、個人の健康・予防の取組に応じて財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けることも、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ、検討する。【2015年度中に所要の措置】

○保険外併用療養費制度の大幅拡大

- ・多様な患者ニーズの充足、医療産業の競争力強化、医療保険の持続可能性保持等の要請により適切に対応するための施策を実施する。
- －新たな保険外併用の仕組み（「患者申出療養（仮称）」）の創設
- －先進的な医療へのアクセス向上（再生医療、医療機器分野の専門評価組織の創設）
- －保険適用の評価に際して、費用対効果の観点を2016年度を目途に試行導入し、費用対効果が低いとされた医療技術について継続的に保険外併用療養費制度が利用可能となる仕組み等の検討
- －治験に参加できない患者の治験薬へのアクセスを充実させるための仕組み（日本版コンパッションエートユース）の2015年度からの導入

## 第二 3つのアクションプラン

### 二. 戦略市場創造プラン

#### テーマ1：国民の「健康寿命の延伸」

##### (1) KPIの主な進捗状況

《KPI》「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳（2010年）】」

⇒平均寿命について、2012年：男性79.94歳、女性86.41歳【男性79.55歳、女性86.30歳（2010年）】

《KPI》「2020年までにメタボ人口を2008年度比25%減【1400万人（2008年度）】」

⇒2011年度：2008年度比9.7%減

《KPI》「2020年までに健診受診率（40～74歳）を80%（特定健診を含む）【67.7%（2010年）】」

##### (2) 施策の主な進捗状況

###### (健康産業に関するグレーゾーン解消を推進)

- ・ 昨年12月に成立した産業競争力強化法に基づき創設されたグレーゾーン解消制度を利用した事業者からの申請に対して、民間サービス事業者が行う運動機能の維持など生活習慣病の予防のための運動指導、血液の簡易検査とその結果に基づく健康関連情報の提供について規制の対象に当たらないことが確認された。また、健康寿命延伸産業について、他の事例を含め、「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」を策定し、グレーゾーンの解消を更に推進した。

###### (一般用医薬品のインターネット販売を実現)

- ・ 安全性を確保しつつ原則として全ての一般用医薬品のインターネット販売を可能とする薬事法の改正が昨年12月に成立し、1万以上の一般用医薬品のうち劇薬5品目を除く全ての品目についてインターネット販売が認められることとなった（スイッチ直後品目は原則3年間を上限とする検証期間において安全性を確認した後にインターネット販売を認める）。

###### (医療分野の研究開発の司令塔を創設)

- ・ 医療分野の研究開発の司令塔として健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人日本医療研究開発機構を創設する法案が本年5月に成立し、医薬品や医療機器などの医療分野の研究開発を各省連携により推進していく体制が構築された。また、医療機器や再生医療等製品の承認を迅速化する薬事法等の改正や、再生医療技術を迅速かつ安全に実用化するための仕組みを整備する再生医療等安全性確保法が、昨年11月に成立し、医療分野の研究開発やその実用化を加速する枠組みが整備された。

###### (先進医療の評価の迅速化等を推進)

- ・ このほかに、新たな外部機関の創設による先進医療（抗がん剤）の評価の迅速化・効率化、医療の国際展開に向けた医療法人の現地法人への出資に係るル



ールの明確化、運営の透明性の確保のための社会福祉法人の財務諸表公表の義務化などの施策が実施された。

### (3) 新たに講ずべき具体的施策

日本再興戦略では、健康長寿産業を戦略的分野の一つに位置付け、健康寿命延伸産業や医薬品・医療機器産業等の発展に向けた政策など、数多くの施策を掲げたが、医療・介護分野をどう成長市場に変え、質の高いサービスを提供するか、制度の持続可能性をいかに確保するかなど、中長期的な成長を実現するための課題が残されていた。

この課題に対応するため、①効率的で質の高いサービス提供体制の確立、②公的保険外のサービス産業の活性化、③保険給付対象範囲の整理・検討、及び④医療介護のICT化等の各課題に取り組む。

#### i) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

##### ①医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。

このため、医療法人制度においてその社員に法人がなることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。

その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理（平成25年12月26日）の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）への多様な非営利法人の参画（自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む）、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。

さらに、大学附属病院が担っている教育、研究、臨床機能を維持向上するための措置を講ずることを前提に、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）を活用した他の病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう、大学附属病院の教育・研究・臨床機能を確保するための措置の具体的内容、別法人化に向けた必要な制度設計について、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の検討内容等を踏まえつつ検討を進め、年度内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年度中に講ずることを目指す。

あわせて、自治体や独立行政法人等が設置する公的病院が非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）に参画することができるよう、必要な制度措置等について検討する。

②医療法人制度に関する規制の見直し

以下の事項について、年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講ずる。

- ・医療法人の分割

会社法の会社分割と同様のスキームを医療法人について認める。

- ・医療法人の附帯業務の拡充

医療法人が所有する遊休スペースを介護施設・高齢者向け住宅等の用途に使用することを目的とした賃貸事業を附帯業務として認めるなど、医療法人の附帯業務の範囲を拡大する。

- ・社会医療法人の認定要件の見直し

社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする。

③医療品質情報の更なる開示、介護サービスの質の改善

医療・介護サービスの質の向上に資するよう、以下の取組を行う。

- ・「医療の質の評価・公表等推進事業」を活用して、自治体病院等の公設・公的病院について病院間の横比較を可能とするようなデータの開示を促す。
- ・DPCデータ（集計表データ）について、第三者提供の本格的な運用に向け、今年度より、試験的に運用を開始する。
- ・介護サービスの質の評価に向けた仕組み作りについて、今年度末までに検討し、その結果を公表する。

④居住系介護施設待機者の解消に向けた適切な介護サービス提供体制の構築

来年度に予定されている市町村の「介護保険事業計画」や都道府県の「介護保険事業支援計画」の策定に向け、市町村が居住系介護施設を含めた介護サービスについて、適切なサービス量を見込むことなど地域の実情に即した計画策定を行えるよう、地域の課題やニーズ等を把握し分析するための支援ツールの提供や、他の都道府県・市町村の統計データ等を比較・分析できる仕組みを構築するなどにより、支援を行う。

⑤大都市圏の高齢化に伴う医療・介護需要への対応

大都市圏の高齢者数の急増に伴う医療・介護需要の増大に対して対応可能な都市型モデル（広域単位での連携、在宅医療・介護の推進等）を構築するべく、首都圏の自治体と連携しながら、需要推計及び対応策について来年度末までに検討を行い、所要の措置を講ずる。

⑥看護師・薬剤師等医師以外の者の役割の拡大

看護師、介護福祉士、薬剤師などの医師以外の者が携わることができる業務の範囲の在り方について検討し、結論を得た上で必要に応じて年内に所要の措置を講ずる。

ii) 公的保険外のサービス産業の活性化

①個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブの付与

個人、保険者に対する健康増進、予防へのインセンティブを高めるため、以



下の保険制度上の対応など、所要の措置を来年度中に講ずることを目指す。

・個人に対するインセンティブ

医療保険各法における保険者の保健事業として、ICTを活用した健康づくりモデルの大規模実証成果も踏まえつつ、一定の基準を満たした加入者へのヘルスケアポイントの付与や現金給付等を保険者が選択して行うことができる旨を明示し、その普及を図る。あわせて、個人の健康・予防に向けた取組に応じて、保険者が財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けるようにすることを可能とするなどのインセンティブの導入についても、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ検討する。

・保険者に対するインセンティブ

後期高齢者医療への支援金の加算・減算制度について、保険者の保健事業の取組に対するより一層の効果的なインセンティブとなるよう、関係者の意見や特定健診・保健指導の効果検証等を踏まえ具体策を検討する。

特定健診・特定保健指導の項目の在り方等について、科学的な知見・データの検証を進め、その結果を踏まえ検討を行う。

このほか、経営者等に対するインセンティブとして、以下のような取組を通じ、健康経営に取り組む企業が、自らの取組を評価し、優れた企業が社会で評価される仕組み等を構築することにより、健康投資の促進が図られるよう、関係省庁において年度内に所要の措置を講ずる。

・健康経営を普及させるため、健康増進に係る取組が企業間で比較できるよう評価指標を構築するとともに、評価指標が今後、保険者が策定・実施するデータヘルス計画の取組に活用されるよう、具体策を検討

・東京証券取引所において、新たなテーマ銘柄（健康経営銘柄（仮称））の設定を検討

・「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」やCSR報告書等に「従業員等の健康管理や疾病予防等に関する取組」を記載

・企業の従業員の健康増進に向けた優良取組事例の選定・表彰等

②ヘルスケア産業を担う民間事業者等が創意工夫を発揮できる市場環境の整備

・ヘルスケア産業に対して資金供給及び経営ノウハウの提供等を行い、新たなビジネスモデルの開発・普及を促していくため、地域経済活性化支援機構(REVIC)において、「地域ヘルスケア産業支援ファンド（仮称）」を年度内に創設し、地域におけるヘルスケア産業の創出・拡大の支援を図る。

・企業や個人が安心して健康・予防サービスを利用できるよう、ニーズの高い「運動指導サービス」について、「民間機関による第三者認証」を試行的に実施するとともに、そのための学会や業界団体など専門家・専門機関による支援体制を整備する。また、この第三者認証制度等を活用し、事業者の特性に応じた政策金融の活用の可能性等を検討する。

・「医・農商工連携」など、地域資源を活用したヘルスケア産業の育成を図るため、地域版「次世代ヘルスケア産業協議会」の全国展開を図る。

・地域の保健師等の専門人材やアクティブシニア人材を活用するため、ヘルスケア産業を担う民間事業者等とのマッチング支援を行う。

・糖尿病が疑われる者等を対象として、ホテル・旅館などの地元観光資源等を

活用して行う宿泊型新保健指導プログラム（仮称）を年度内に開発し、試行事業等を経た上で、その普及促進を図る。

- ・民間企業（コンビニ、飲食店等）による健康増進・生活支援・介護予防サービスの多機能拠点（総合相談、訪問・通所サービス、宅配・配食サービス、見守り等）を「街のワクワク(WAG WAG)プレイス」（仮称）として、市町村にその情報を一元的に集約して住民に提供する仕組みを来年度中に構築する。

#### ③医療用医薬品から一般用医薬品への移行（スイッチ OTC）の促進

セルフメディケーションの推進に向け、医薬品（検査薬を含む）の医療用から一般用への転用（スイッチ OTC）を加速するため、以下の措置を講ずる。

- ・海外のデータも参考にしつつ、企業の承認申請に応じて速やかな審査を行う。このため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の予見性を高め、企業の開発を促すため、承認審査における審査期間の目標設定やその短縮、企業からの相談に対応する体制の拡充等について、今年度から順次措置を講ずる。
- ・米国など海外の事例も参考に、産業界・消費者等のより多様な主体からの意見が反映される仕組みを年度内に構築する。

#### ④医療・介護のインバウンド・アウトバウンドの促進

外国人患者が、安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点の整備を含む医療機関における外国人患者受入体制の充実を図る。また、外国人旅行者が医療機関に関する情報をスムーズに得るための仕組みづくりを行う。

医療の国際展開については、他国における医師・看護師等の人材育成、公的医療保険制度整備の支援や民間保険の活用の促進、一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパン（MEJ）を活用した医療技術・サービス拠点整備などの医療関連事業の展開を図るとともに、国際共同臨床研究・治験の推進、日本で承認された医薬品・医療機器について相手国での許認可手続の簡素化等の取組をより推進する。

さらに、高齢化対策に関する政府間の政策対話等を通じて、介護事業者の積極的な海外展開に資する必要な支援を講ずる。

#### iii) 保険給付対象範囲の整理・検討

##### ①最先端の医療技術・医薬品等への迅速なアクセス確保（保険外併用療養費制度の大幅拡大）

「必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保する」という国民皆保険制度の理念を踏まえつつ、多様な患者ニーズの充足、医療産業の競争力強化、医療保険の持続可能性保持等の要請に対してより適切に対応するための施策を実施する。

##### ・先進的な医療へのアクセス向上（評価療養）

抗がん剤に続き、再生医療や医療機器についても、これらの分野の評価に特化した専門評価組織を年度内に立ち上げ、保険収載に向けた先進医療の評価の迅速化・効率化を図る。

##### ・療養時のアメニティの向上（選定療養）



選定療養について、対象の拡充を含めた不断の見直しを行う仕組みを構築する。具体的には、正確な実態把握・分析が可能となるよう、利用実績に係る情報収集の在り方を見直した上で、現行の選定療養の利用状況について、早期に調査するとともに、学会等を通じ、定期的に選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みを年度内に構築する。この際、「医療保険の給付と直接関係のないサービス」については、選定療養と峻別を行い、随時明確化を行うこととする。

・革新的な医療技術等の保険適用の評価時の費用対効果分析の導入等

医療分野のイノベーションの恩恵を受けたいという患者ニーズと医療保険の持続可能性という双方の要請に応えるよう、革新的な医療技術等の保険適用の評価に際し、費用対効果の観点を2016年度を目途に試行的に導入する。また、費用対効果が低いとされた医療技術について継続的に保険外併用療養費制度が利用可能となる仕組み等を検討する。あわせて、評価療養において有効性等は認められたものの開発コストの回収が難しく治験が進まない等により保険適用が見込めない医療技術の取扱いについても、保険外併用療養費制度上の在り方を検討する。

・「日本版コンパッショネートユース」の導入

医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬について、開発・承認を進める一方で、治験の参加基準に満たない患者に対する治験薬へのアクセスを充実させるための仕組み（日本版コンパッショネートユース）の導入に向けた検討を進め、来年度から運用を開始する。

・新たな保険外併用の仕組み（「患者申出療養（仮称）」）の創設

困難な病気と闘う患者からの申出を起点として、安全性・有効性を確認しつつ、国内未承認医薬品等の使用や国内承認済みの医薬品等の適応外使用等を迅速に保険外併用療養として使用できるよう、保険外併用療養費制度の中に、新たな仕組みとして、「患者申出療養（仮称）」を創設し、患者の治療の選択肢を拡大する。同時に、保険収載に向け、実施計画の作成・報告等を求めるものとする。このため、次期通常国会に関連法案の提出を目指す。

②後発医薬品の積極的な活用

後発医薬品（ジェネリック医薬品）のより一層の普及に向けて具体的な工程表を持って着実に促進策を実行していくとともに、目標値の達成に向け、PDCAサイクルによる不断の改善を図る。

iv) 医療介護のICT化

①健康・医療分野におけるICT化に係る基盤整備

医療介護サービスの質の向上や産業の活性化、医療イノベーションの促進、医療・介護・健康分野にまたがる情報の連携等を図るため、以下の取組を行う。

・医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会において、医療分野における番号の必要性や具体的な利活用場面に関する検討を行い、年内に一定の結論を得る。

・健康・医療戦略推進本部が中心となり、IT総合戦略本部や関係府省と連携し、医療・介護・健康分野のデジタル基盤の構築を図る。具体的には、政府関連事

業等における ICT の相互運用性・可搬性の確保、医療等分野における番号制度の活用検討、医療情報の活用に係る社会的ルールの明確化や民間活力を利用してデータを円滑・低廉に利活用できる新たな仕組みの設計に取り組むとともに、ICT を活用した次世代医療機器や病院システムの研究開発・実用化を推進する。

#### ②電子処方箋の実現

実証事業の結果を踏まえつつ、患者の利便性の向上や調剤業務の効率化、安全確保に十分資する形で、来年度までに電子処方箋の導入を図るべく検討を進める。

#### ③医療情報連携ネットワークの普及促進、地域包括ケアに関わる多様な主体の情報共有・連携の推進等

・医療情報連携ネットワークの普及を促進するため、持続可能性や相互運用性、最低限備えるべき情報連携項目等を示した「標準モデル」を確立することや、在宅医療・介護分野の情報連携に関する標準規格の策定・普及、予防接種スケジュールなどの情報提供サービスの促進等に取り組む。

・医療等の分野の様々な側面における情報収集及び情報分析と利活用の高度化を推進する。

・医療情報連携ネットワークの普及促進を図る観点から、個人情報の取扱いに関する患者同意の取り方を含めた事例収集や成功事例の分析等を年度内に行い、所要の措置を講ずる。

・医療 IT 活用インフラの整備の観点から、地域の診療所との連携に必要な共通基盤として機能できるよう、国立病院機構等におけるクラウド化を推進する。

#### ④革新的医薬品開発に資するシミュレーション技術の更なる高度化

スーパーコンピュータを活用したシミュレーション手法による医療、創薬プロセスの高度化及びその製薬会社等による利用の促進等の基盤強化を図るため、効率的な創薬の促進に資する最先端のスーパーコンピュータの開発に取り組む。

#### v) その他

##### ①女性医師が働きやすい環境の整備

女性医師による懇談会を設置し、その報告書とあわせて、復職支援、勤務環境改善、育児支援等の具体的取組を一体的に推進する。

##### ②世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器等の実用化の推進（「先駆け パッケージ戦略」）

早期の治験段階で著明な有効性が見込まれるとして指定した医薬品等について、実用化までの承認審査期間の半減（12 か月から6か月へ短縮）を目指す「先駆け審査指定制度」の創設など、各種施策をパッケージで推進することにより、世界に先駆けて、有効な治療法がなく、命に関わる疾患（希少がん、難病等重篤な疾患）等の革新的な医薬品・医療機器・再生医療等製品等について、日本発の早期実用化を目指す。



# 中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸①」

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
通常国会	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
【健康寿命延伸産業の育成】 産業競争力強化法に基づくグレーゾーン解消制度を利用し、「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」を策定・公表(2014年3月)	グレーゾーン解消制度を活用し、ヘルスケアに係る新事業等を行いやすくするような適法性確認を推進				
次世代ヘルスケア産業協議会において、事業環境(グレーゾーン解消等)、品質評価、健康投資について検討し、中間取りまとめを公表(2014年6月)	地域版「次世代ヘルスケア産業協議会」の全国展開				
日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討し、その方針を公表(2014年6月)	地域経済活性化支援機構(REVIC)における「地域ヘルスケア産業支援ファンド(仮称)」の創設 第三者認証と連携した、事業者の特性に応じた政策金融の活用可能性等の検討				
「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」において、健康食品等に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について検討	サービス品質の認証体制の整備等の品質の見える化に向けた取り組みを実施				
日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方について検討し、その方針を公表(2014年6月)	比較可能なベンチマークの策定や健康経営銘柄の選定等による健康投資の促進				
日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方について検討し、その方針を公表(2014年6月)	データヘルス計画と連携し、健康増進に係る取組が企業間で比較できるように評価指標を構築				
日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方について検討し、その方針を公表(2014年6月)	「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」やCSR報告書等に「従業員等の健康管理や疾病予防等に関する取組」を記載				
日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方について検討し、その方針を公表(2014年6月)	東京証券取引所において、新たなテーマ銘柄(健康経営銘柄(仮称))の設定を検討				
日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方について検討し、その方針を公表(2014年6月)	日本人の長寿を支える「健康な食事」の基準を策定、健康な食事の普及促進のためのマークの決定				
日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方について検討し、その方針を公表(2014年6月)	「健康な食事」の普及				
日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方について検討し、その方針を公表(2014年6月)	検討会報告書の公表				
日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方について検討し、その方針を公表(2014年6月)	関係法令の改正等				
日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方について検討し、その方針を公表(2014年6月)	新たな機能性表示制度の実施				

効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会①



# 中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸②」

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
<p>通常国会</p> <p>【健康・予防の推進に関する新たな仕組みづくり】</p> <p>企業・団体・自治体等における健康増進・生活習慣病予防への貢献に資する優れた取組の奨励・普及を目的とする「健康寿命をのばそう！アワード」を実施(2013年11月)</p>	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>市民や社員の健康づくりに関するモデル的な取組の横展開</p> <p>スマート・ライフ・プロジェクトの推進 (いぎいき健康大使による積極的な普及啓発、企業の従業員の健康増進に向けた優良取組事例の選定・表彰等)</p> <p>健保組合等におけるデータヘルス計画の策定</p> <p>国保等における保健事業の実施計画の見直し、データヘルスの実施有識者等からなる支援体制を整備し、国保等のデータヘルスを支援</p> <p>糖尿病性腎症患者重症化予防事業等の好事例の横展開の実施</p> <p>医療費適正化効果の分析・検証</p> <p>後期高齢者支援金の加算・減算制度について、関係者の意見や特定健診・保健指導の取組実績等を踏まえ、具体策を検討</p> <p>医療保険各法における保険者の保健事業として、一定の基準を満たした加入者へのヘルスケアポイントの付与や現金給付などを保険者が選択して行うことができるよう明確化</p> <p>医療保険者における保険料によるインセンティブの導入について、公的医療保険の趣旨を踏まえつつ検討</p> <p>薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業を実施</p>	<p>後期高齢者支援金の加算・減算制度について、関係者の意見や特定健診・保健指導の取組実績等を踏まえ、具体策を検討</p> <p>医療保険各法における保険者の保健事業として、一定の基準を満たした加入者へのヘルスケアポイントの付与や現金給付などを保険者が選択して行うことができるよう明確化</p> <p>医療保険者における保険料によるインセンティブの導入について、公的医療保険の趣旨を踏まえつつ検討</p> <p>薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進</p> <p>充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討</p>	<p>後期高齢者支援金の加算・減算制度について、関係者の意見や特定健診・保健指導の取組実績等を踏まえ、具体策を検討</p> <p>医療保険各法における保険者の保健事業として、一定の基準を満たした加入者へのヘルスケアポイントの付与や現金給付などを保険者が選択して行うことができるよう明確化</p> <p>医療保険者における保険料によるインセンティブの導入について、公的医療保険の趣旨を踏まえつつ検討</p> <p>薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進</p> <p>充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討</p>	<p>後期高齢者支援金の加算・減算制度について、関係者の意見や特定健診・保健指導の取組実績等を踏まえ、具体策を検討</p> <p>医療保険各法における保険者の保健事業として、一定の基準を満たした加入者へのヘルスケアポイントの付与や現金給付などを保険者が選択して行うことができるよう明確化</p> <p>医療保険者における保険料によるインセンティブの導入について、公的医療保険の趣旨を踏まえつつ検討</p> <p>薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進</p> <p>充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討</p>	<p>・2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳(2010年)】</p> <p>・2020年までにメタボ人口を2008年度比25%減【1400万人(2008年度)】</p> <p>・2020年までに健診受診率(40～74歳)を80%(特定健診含む)【67.7%(2010年)】</p>
<p>効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会②</p>	<p>看護師、介護福祉士、薬剤師等の医師以外の者が携わることができ業務の範囲のあり方について検討、必要に応じて所要の措置</p>				



# 中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸③」

2013年度	2014年度				2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
	通常国会	概算要求 特別改正要望等	秋	年末				
<p>一般用医薬品のインターネット販売等の適切なルール等を整備する改正薬事法成立(2013年11月)、政令改正(2014年2月)およびガイドライン公表(2014年3月)</p> <p>スイッチOTCの一般用としてのリスク評価期間を原則4年から原則3年以下に短縮</p> <p>後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップを公表(2013年4月)</p> <p>【医療・介護情報の電子化の促進】</p>	<p>女性医師による懇談会を開催し、その報告書とあわせて、復職支援、勤務環境改善、育児支援等の具体的取組を一体的に推進</p> <p>糖尿病が疑われる者等を対象に、ホテル・旅館等の地元観光資源等を活用して行う宿泊型新保健指導プログラム(仮称)の開発</p> <p>民間企業による健康増進・生活支援・介護予防サービスの多機能拠点を「街のワカク(WACWAC)プレイス」(仮称)として、市町村に一元的に情報集約して住民に提供する仕組みの構築</p> <p>新たな販売ルールの周知等、改正法の円滑な施行</p>	<p>スイッチOTCを加速するための、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査における審査期間の短縮、相談体制の拡充等</p> <p>ロードマップに基づき、安定供給、品質に対する信頼性の確保等、後発医薬品の積極的な活用に向けた促進策を実行</p>	<p>医療情報の電子化推進</p> <p>医療情報連携ネットワークの普及促進</p>	<p>医療等分野における番号制度の活用等の検討、番号制度導入に向けた環境整備</p> <p>医療・介護・健康分野のデジタル基盤の構築</p>	<p>医療情報 の番号制 度の導入</p>	<p>調査研究での 効果的な利活用</p>		
<p>医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会立上げ(2014年5月)</p> <p>次世代ICTタスクフォース立上げ(2014年3月)</p> <p>難病対策委員会等の報告書において、「データベースを構築する」旨を明記(2013年12月)</p> <p>ヘルスケアポイント付与大規模社会実証に向けた詳細設計</p>	<p>大規模社会実証の実施</p> <p>エビデンスに基づく健康づくりモデルの確立</p> <p>データ利活用のルール策定</p> <p>実証の成果を踏まえたヘルスケアポイントの在り方の検討</p>	<p>ICT健康づくりモデルを確立、民間主体による自主的普及展開</p>						

効果的な予防サービスや健康管理の充実により、  
健やかに生活し、老いることができる社会③



# 中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸④」

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
<p>【医療分野の司令塔機能の創設】</p> <p>健康・医療戦略推進本部設置(2013年8月)</p> <p>健康・医療戦略推進法及び独立行政法人日本医療研究開発機構法成立(2014年5月)</p>	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>	<p>健康・医療戦略の推進</p> <p>日本医療研究開発機構設立準備</p> <p>再生医療、医療機器についても、専門評価組織を創設、運用開始</p> <p>定期的に選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みの構築</p> <p>「医療保険の給付と直接関係のないサービス」について、選定療養と峻別を行い、随時明確化を行う仕組みを構築</p>	<p>2016年度を目途に、保険適用評価時の費用対効果評価制度の試行的導入</p> <p>保険適用の評価時に費用対効果が低いとされた医療技術について、継続的に保険外併用療養費制度が利用可能となる仕組みを検討</p>	<p>2016年度を目途に、保険適用評価時の費用対効果評価制度の試行的導入</p> <p>保険適用の評価時に費用対効果が低いとされた医療技術について、継続的に保険外併用療養費制度が利用可能となる仕組みを検討</p>	
<p>【先進的な医療へのアクセス向上】</p> <p>先進医療の評価に際し、抗がん剤について、新たな専門評価体制を創設、運用開始(2013年11月)</p> <p>【療養時のアメニティ向上】</p> <p>【保険適用評価時の費用対効果評価制度導入等】</p> <p>中央社会保険医療協議会費用対効果評価専門部会審議会において、医療技術の費用対効果評価について検討、議論の中間的な整理を公表(2013年9月)</p>	<p>通常国会</p>	<p>健康・医療戦略の推進</p> <p>日本医療研究開発機構設立準備</p> <p>再生医療、医療機器についても、専門評価組織を創設、運用開始</p> <p>定期的に選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みの構築</p> <p>「医療保険の給付と直接関係のないサービス」について、選定療養と峻別を行い、随時明確化を行う仕組みを構築</p> <p>革新的な医療技術等の保険適用の評価に際し、費用対効果の観点的な試行的導入を検討</p>	<p>2016年度を目途に、保険適用評価時の費用対効果評価制度の試行的導入</p> <p>保険適用の評価時に費用対効果が低いとされた医療技術について、継続的に保険外併用療養費制度が利用可能となる仕組みを検討</p>	<p>2016年度を目途に、保険適用評価時の費用対効果評価制度の試行的導入</p> <p>保険適用の評価時に費用対効果が低いとされた医療技術について、継続的に保険外併用療養費制度が利用可能となる仕組みを検討</p>	
<p>【「日本版コンパシヨネットユース」の導入】</p> <p>治験の参加基準に満たない患者に対する治験薬へのアクセスを充実させる新たな制度(日本版コンパシヨネットユース)の導入に向けたパイロット事業実施</p> <p>【新たな保険外併用の仕組み(「患者申出療養(仮称)」)の創設】</p> <p>新たな保険外併用の仕組み(「患者申出療養(仮称)」)について、制度の具体化を検討</p>		<p>健康・医療戦略の推進</p> <p>日本医療研究開発機構設立準備</p> <p>再生医療、医療機器についても、専門評価組織を創設、運用開始</p> <p>定期的に選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みの構築</p> <p>「医療保険の給付と直接関係のないサービス」について、選定療養と峻別を行い、随時明確化を行う仕組みを構築</p> <p>革新的な医療技術等の保険適用の評価に際し、費用対効果の観点的な試行的導入を検討</p> <p>評価療養において有効性等は認められたものの開発コストの回収が難しく治験が進まない等により保険適用が見込めない医療技術について、保険外併用療養費制度上の在り方を検討</p> <p>新たな保険外併用の仕組み(「患者申出療養(仮称)」)の創設</p> <p>新たな保険外併用の仕組み(「患者申出療養(仮称)」)について、制度の具体化を検討</p> <p>所要の制度的措置</p>	<p>2016年度を目途に、保険適用評価時の費用対効果評価制度の試行的導入</p> <p>保険適用の評価時に費用対効果が低いとされた医療技術について、継続的に保険外併用療養費制度が利用可能となる仕組みを検討</p>	<p>2016年度を目途に、保険適用評価時の費用対効果評価制度の試行的導入</p> <p>保険適用の評価時に費用対効果が低いとされた医療技術について、継続的に保険外併用療養費制度が利用可能となる仕組みを検討</p>	

医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会①



# 中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸⑤」

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
<p>通常国会</p> <p>【医薬品・医療機器開発、再生医療研究を加速させる規制・制度改革】</p> <p>薬事法改正法、再生医療等安全性確保法成立(2013年11月)</p> <p>創薬支援ネットワークの本部機能を担う創薬支援戦略室を医薬基盤研究所に設置(2013年5月)</p> <p>再生医療の実用化に向けた研究に対する補助金等のヒト幹細胞等を用いた研究等に対する委託費・補助金等による推進</p> <p>早期・探索的臨床試験拠点整備事業及び臨床研究中核病院整備事業の実施等</p> <p>健康・医療戦略クラスターの構築に向け、医療機関における医療機器開発の人材育成支援(平成26年度予算)</p> <p>先端医療開発特区(スーパー特区)の成果や波及効果の検証(スーパー特区フォアラムやフォロアアップに係る調査の実施)</p> <p>平成26年度診療報酬改定において、医薬品、医療機器やそれらを組み合わせた新規医療材料のイノベーションの評価を実施</p>	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>政省令等の検討</p> <p>企業への導出(ライセンスアウト)を目指した創薬支援を実施</p> <p>創薬支援ネットワークの本部機能を日本医療研究開発機構に移管</p> <p>iPS細胞等再生医療研究の推進</p> <p>再生医療実現化ハイウェイ構想の推進</p> <p>臨床研究中核病院等の整備</p> <p>選定した医療機関における事業の実施</p> <p>医療機器開発支援体制の整備</p> <p>検証結果を踏まえた制度化</p> <p>改定結果を踏まえた、適切なイノベーション評価</p>	<p>改正法、新法の円滑な施行</p> <p>創薬支援ネットワークの本部機能を日本医療研究開発機構に移管</p> <p>iPS細胞等再生医療研究の推進</p> <p>再生医療実現化ハイウェイ構想の推進</p> <p>臨床研究中核病院等の整備</p> <p>医療機器に関する開発人材の育成 ・医療ニーズの集約 等</p> <p>医療機器開発支援機関の連携体制の運用</p> <p>先端医療開発特区(ポスト「スーパー特区」)の開始</p> <p>改定結果を踏まえた、適切なイノベーション評価</p>	<p>改正法、新法の円滑な施行</p> <p>創薬支援ネットワークの本部機能を日本医療研究開発機構に移管</p> <p>iPS細胞等再生医療研究の推進</p> <p>再生医療実現化ハイウェイ構想の推進</p> <p>臨床研究中核病院等の整備</p> <p>医療機器に関する開発人材の育成 ・医療ニーズの集約 等</p> <p>医療機器開発支援機関の連携体制の運用</p> <p>先端医療開発特区(ポスト「スーパー特区」)の開始</p> <p>改定結果を踏まえた、適切なイノベーション評価</p>	<p>改正法、新法の円滑な施行</p> <p>創薬支援ネットワークの本部機能を日本医療研究開発機構に移管</p> <p>iPS細胞等再生医療研究の推進</p> <p>再生医療実現化ハイウェイ構想の推進</p> <p>臨床研究中核病院等の整備</p> <p>医療機器に関する開発人材の育成 ・医療ニーズの集約 等</p> <p>医療機器開発支援機関の連携体制の運用</p> <p>先端医療開発特区(ポスト「スーパー特区」)の開始</p> <p>改定結果を踏まえた、適切なイノベーション評価</p>	<p>市販後情報収集体制の強化等による、迅速な医療機器・再生医療等製品承認の実現</p> <p>世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器等の実用化の推進(「先駆けパッケージ戦略」)</p>

医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会②



# 中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸⑥」

2013年度	2014年度			2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
【革新的な研究開発の推進】							
	個別化医療や最先端医療機器開発の推進						
	革新的医薬品、医療機器・再生医療等製品の安全性、有効性の評価方法の確立に資する研究等の推進						
	iPS細胞等再生医療研究の推進						
	スーパーコンピュータによるシミュレーション手法の高度化						
製薬会社等のスーパーコンピュータ利用促進方策の検討	製薬会社等に対する利用相談等の支援体制の充実						
	スーパーコンピュータ「京」の産業利用枠の拡大						
	効率的な創薬の促進に資する最先端のスーパーコンピュータの開発						
【(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)の強化】 常勤職員数(上限)を平成25年度末までに751人体制へ(第2期中期計画期間)	常勤職員数(上限)を平成30年度末までに1,065人体制へ(第3期中期計画期間)						
	薬事戦略相談の拡充						
関西支部(PMDA-WEST)を開設し、薬事戦略相談(2013年10月～)および製造品質管理の実地調査(2014年4月～)を開始							
	PMDAと大学等の人材交流促進						

・2020年までに、  
医薬品・医療機器  
の審査ラゲ「0」  
【医薬品：1か月、  
医療機器：2か月  
(2011年度)】

医療関連産業の活性化により、  
必要な世界最先端の医療等が受けられる社会③



# 中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸⑦」

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
<p>通常国会</p> <p>【医療の国際展開】</p> <p>健康・医療戦略推進本部の下に医療国際展開タスクフォースを設置(2013年7月)</p> <p>医療法人の現地法人への出資に係るルールの明確化(2014年3月)</p>	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>MEJを活用し、新興国中心に日本の医療拠点の創設等</p>				
<p>厚生労働省とバーレーン・トルクメニスタン・カンボジア・ラオス・ミャンマー・トルコ・ベトナム各国の保健当局との間で、医療・保健分野における協力関係を樹立</p>	<p>官民連携による、開発途上国向けの医薬品研究開発・供給支援(開発途上国向け医薬品の研究開発の助成課題を順次採択し、進捗管理等を実施)</p>				
<p>外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、外国人患者受入体制を充実</p>	<p>各国の保健当局間の関係樹立を通じた、公的医療保険制度などの法制度全般の整備を含めたパッケージ輸出を推進</p>				
<p>【非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設等】</p> <p>医療法人の事業展開等に関する検討会等において、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括する非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)について、検討</p>	<p>医療法人の社員に法人がなることができることを明確化した上で、非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)について、制度の具体化を検討</p> <p>大学附属病院が、大学から別法人化し、非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)に参画できる仕組みを検討</p> <p>医療法人の分割、附帯業務の拡充、社会医療法人の認定要件の見直しについて、検討</p>	<p>医療法人の社員に法人がなることができることを明確化した上で、非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)について、制度の具体化を検討</p> <p>大学附属病院が、大学から別法人化し、非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)に参画できる仕組みを検討</p> <p>医療法人の分割、附帯業務の拡充、社会医療法人の認定要件の見直しについて、検討</p>	<p>所要の制度的措置</p> <p>所要の制度的措置</p>		
<p>病气やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会①</p>					
					<p>・海外に日本の医療拠点を2020年までに10カ所程度創設【2箇所(2013年)】</p> <p>・日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を2030年までに5兆円【4,500億円(2010年)】</p>



# 中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸⑧」

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
	通常国会 概算要求 税制改正要望等	通常国会 年末			
<b>【医療・介護サービスの高度化】</b> 社会福祉法人について、2013年度以降の財務諸表の公表を義務化(2014年5月通知発出)	社会福祉法人の財務諸表公表の徹底				
	「医療の質の評価・公表等推進事業」を活用して、自治体病院等の公設・公的病院について、病院間の横比較を可能とするようなデータの開示を推進				
	DPCデータ(集計表データ)について、第三者提供の本格的な運用に向け、試験的運用を開始				
	介護サービスの質の評価に向けた仕組み作りについて、検討				
社会福祉法人の在り方等に関する検討会において、法人規模拡大等の社会福祉法人の経営高度化の具体策について、検討	検討会での議論を踏まえ、社会保障審議会等で議論			所要の制度的措置	
	医療・介護サービスの高度化・効率化				
	高齢者向け生活支援サービス・住まいの提供体制の強化				
都市部の高齢化対策に関する検討会において、都市部での高齢化対策としての地域包括ケアシステムについて検討、報告書公表(2013年9月)	地域の課題やニーズ等を把握し分析するため支援ツールの提供、他の都道府県・市町村の統計データ等を比較・分析できる仕組みの構築を推進	介護保険事業計画(市町村)、介護保険事業支援計画(都道府県)の策定		所要の措置を実施(地域医療構想や第6期介護保険計画への反映等)	
	大都市圏の高齢者数の急増に伴う医療・介護需要の増大に対応可能な都市型モデル構築のため、首都圏の自治体と連携しながら、医療・介護需要の推計及び対応策を検討				

病气やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会②



# 中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸⑨」

2013年度	2014年度			2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	秋 年末				
<p>【安心して歩いて暮らせるまちづくり】</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅や高齢者支援施設等の整備を促進し、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進を図る高い提案の募集・支援を実施(平成26年度予算)</p> <p>都市再構築戦略検討委員会において中間取りまとめ策定(2013年7月)</p> <p>都市再生特別措置法等の一部を改正する法律成立(2014年5月)</p> <p>公共住宅団地等の建替え等における福祉施設拠点化の事例収集</p> <p>民間等による省エネ・省CO<sub>2</sub>技術の普及啓発に寄与する住宅等の先導的プロジェクトの募集・支援を実施するため予算計上(平成26年度予算)</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅や高齢者支援施設等の整備を促進し、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進を図る高い提案の募集・支援</p> <p>都市機能や居住の立地誘導に係る支援措置の実施</p> <p>PPP/PFIの活用等による公的賃貸住宅団地(公営住宅、UR賃貸住宅等)の建替え等を契機とした再生・福祉拠点の併設</p> <p>民間等による省エネ・省CO<sub>2</sub>技術の普及啓発に寄与する先導的プロジェクトの募集・支援</p> <p>ICTの活用、住宅の省エネ化、木材利用の促進等により、健康の増進や環境負荷の低減に寄与するスマートウェルネス住宅の先進モデルの構築を検討</p> <p>住み替えの円滑化支援(住宅団地におけるモデル的事業の展開等)(平成26年度予算)</p> <p>「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル」において中間報告を取りまとめ(2014年3月)</p> <p>中古住宅に係る建物評価手法の改善のあり方検討委員会において「中古戸建て住宅の建物評価の改善に向けた指針」を取りまとめ(2014年3月)</p> <p>既存住宅インスペクション・ガイドラインを策定(2013年6月)</p> <p>長期優良住宅化に係る評価基準案を取りまとめ、長期優良住宅化リフォーム推進事業を創設(平成25年度補正予算、平成26年度予算)</p> <p>宅地建物取引事業者と他の専門事業者の連携によるワンストップサービスの開発を支援</p>	<p>公的賃貸住宅団地について、PPP/PFIの活用等による建替え等を契機とした再生・福祉拠点化を推進するとともに、省エネ住宅の先進モデルの構築等、多世代循環型の住宅・コミュニティづくり(スマートウェルネス住宅・シティ)を推進</p> <p>中古住宅の評価手法の見直し、既存住宅の長期優良住宅化、リノベーション・ゲージを含む高齢者等の国民資産の有効活用、住み替え支援等による、中古住宅・リフォーム市場の活性化の促進</p>	<p>・高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【0.9% (2005年)→3～5% (2020年)】</p> <p>・生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合【16% (2009年)→25% (2020年)】</p> <p>・UR賃貸住宅におけるバリアフリー対応住宅【約34万戸 (2012年度末)→約40万戸(2018年度末)】</p> <p>・中古住宅流通・リフォーム市場の規模を倍増【10兆円 (2010年)→20兆円 (2020年)】</p> <p>・2020年までに中古住宅の省エネリフォームを倍増</p> <p>・2020年までにネット・ゼロ・エネビル・ハウスを標準的な新築住宅に</p>				

病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会③



# 中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸⑩」

2013年度	2014年度			2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	秋 年末 通常国会				
リートによる高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドライン公表(2014年6月)	ヘルスケアアリアートの普及啓発等の取組を継続、強化	高齢者向け住宅及び病院(自治体病院を含む)等を対象とするヘルスケアアリアートの活用に関して、ガイドラインの策定の環境整備	ヘルスケアアリアートの普及啓発等の取組を継続、強化	ヘルスケアアリアートの活用に関して、ガイドラインの策定の環境整備	ヘルスケアアリアートの活用に関して、ガイドラインの策定の環境整備	ヘルスケアアリアートの活用に関して、ガイドラインの策定の環境整備	ヘルスケアアリアートの活用に関して、ガイドラインの策定の環境整備
交通政策審議会地域公共交通部会において中間取りまとめ策定(2014年1月)	地域公共交通確保維持改善事業等の活用により、まちづくりと連携した新たな計画に基づく公共交通ネットワーク再編を着実に実現するための支援方策を検討、実施	地域公共交通確保維持改善事業等の活用により、まちづくりと連携した新たな計画に基づく公共交通ネットワーク再編を着実に実現するための支援方策を検討、実施	地域公共交通確保維持改善事業等の活用により、まちづくりと連携した新たな計画に基づく公共交通ネットワーク再編を着実に実現するための支援方策を検討、実施	地域公共交通確保維持改善事業等の活用により、まちづくりと連携した新たな計画に基づく公共交通ネットワーク再編を着実に実現するための支援方策を検討、実施	地域公共交通確保維持改善事業等の活用により、まちづくりと連携した新たな計画に基づく公共交通ネットワーク再編を着実に実現するための支援方策を検討、実施	地域公共交通確保維持改善事業等の活用により、まちづくりと連携した新たな計画に基づく公共交通ネットワーク再編を着実に実現するための支援方策を検討、実施	地域公共交通確保維持改善事業等の活用により、まちづくりと連携した新たな計画に基づく公共交通ネットワーク再編を着実に実現するための支援方策を検討、実施
「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律成立(2014年5月)	地域公共交通の充実のためにバスの運転者等の確保が必要であるところ、長期にわたって安定的な労働力の確保を図るため、若者、女性、シニア等の多彩な就業ニーズを踏まえた労働環境の改善等を推進	地域公共交通の充実のためにバスの運転者等の確保が必要であるところ、長期にわたって安定的な労働力の確保を図るため、若者、女性、シニア等の多彩な就業ニーズを踏まえた労働環境の改善等を推進	地域公共交通の充実のためにバスの運転者等の確保が必要であるところ、長期にわたって安定的な労働力の確保を図るため、若者、女性、シニア等の多彩な就業ニーズを踏まえた労働環境の改善等を推進	地域公共交通の充実のためにバスの運転者等の確保が必要であるところ、長期にわたって安定的な労働力の確保を図るため、若者、女性、シニア等の多彩な就業ニーズを踏まえた労働環境の改善等を推進	地域公共交通の充実のためにバスの運転者等の確保が必要であるところ、長期にわたって安定的な労働力の確保を図るため、若者、女性、シニア等の多彩な就業ニーズを踏まえた労働環境の改善等を推進	地域公共交通の充実のためにバスの運転者等の確保が必要であるところ、長期にわたって安定的な労働力の確保を図るため、若者、女性、シニア等の多彩な就業ニーズを踏まえた労働環境の改善等を推進	地域公共交通の充実のためにバスの運転者等の確保が必要であるところ、長期にわたって安定的な労働力の確保を図るため、若者、女性、シニア等の多彩な就業ニーズを踏まえた労働環境の改善等を推進
利便性の高い公共交通サービスを創出するため、ビッグデータや新たなICT機器から取得可能な交通データの整理	ビッグデータ及びICTの活用により、人の移動ニーズを把握・分析し、新たな公共交通サービス事例を創出するため、交通データの活用方法及び分析手法を検討	ビッグデータ及びICTの活用により、人の移動ニーズを把握・分析し、新たな公共交通サービス事例を創出するため、交通データの活用方法及び分析手法を検討	ビッグデータ及びICTの活用により、人の移動ニーズを把握・分析し、新たな公共交通サービス事例を創出するため、交通データの活用方法及び分析手法を検討	ビッグデータ及びICTの活用により、人の移動ニーズを把握・分析し、新たな公共交通サービス事例を創出するため、交通データの活用方法及び分析手法を検討	ビッグデータ及びICTの活用により、人の移動ニーズを把握・分析し、新たな公共交通サービス事例を創出するため、交通データの活用方法及び分析手法を検討	ビッグデータ及びICTの活用により、人の移動ニーズを把握・分析し、新たな公共交通サービス事例を創出するため、交通データの活用方法及び分析手法を検討	ビッグデータ及びICTの活用により、人の移動ニーズを把握・分析し、新たな公共交通サービス事例を創出するため、交通データの活用方法及び分析手法を検討
超小型モビリティ等の活用による交通・移動システムの普及を図るための先導的な取組を実施(平成26年度予算)	超小型モビリティ等の活用による交通・移動システムの普及を図るための先導的な取組を継続、導入を加速	超小型モビリティ等の活用による交通・移動システムの普及を図るための先導的な取組を継続、導入を加速	超小型モビリティ等の活用による交通・移動システムの普及を図るための先導的な取組を継続、導入を加速	超小型モビリティ等の活用による交通・移動システムの普及を図るための先導的な取組を継続、導入を加速	超小型モビリティ等の活用による交通・移動システムの普及を図るための先導的な取組を継続、導入を加速	超小型モビリティ等の活用による交通・移動システムの普及を図るための先導的な取組を継続、導入を加速	超小型モビリティ等の活用による交通・移動システムの普及を図るための先導的な取組を継続、導入を加速
【ロボット介護機器開発5カ年計画の実施等】	乗乗介助・見守り支援等の重点分野に対応したロボット介護機器開発企業への補助事業、相談窓口の開設等	乗乗介助・見守り支援等の重点分野に対応したロボット介護機器開発企業への補助事業、相談窓口の開設等	乗乗介助・見守り支援等の重点分野に対応したロボット介護機器開発企業への補助事業、相談窓口の開設等	乗乗介助・見守り支援等の重点分野に対応したロボット介護機器開発企業への補助事業、相談窓口の開設等	乗乗介助・見守り支援等の重点分野に対応したロボット介護機器開発企業への補助事業、相談窓口の開設等	乗乗介助・見守り支援等の重点分野に対応したロボット介護機器開発企業への補助事業、相談窓口の開設等	乗乗介助・見守り支援等の重点分野に対応したロボット介護機器開発企業への補助事業、相談窓口の開設等
介護現場への導入に関するマッチング支援・設置費用の補助を通じた大規模導入実施事業の実施	大規模導入実施事業の実施継続	大規模導入実施事業の実施継続	大規模導入実施事業の実施継続	大規模導入実施事業の実施継続	大規模導入実施事業の実施継続	大規模導入実施事業の実施継続	大規模導入実施事業の実施継続
生活支援ロボットの国際安全規格ISO13482正式発行、我が国のロボット介護機器が世界で初めて同規格に基づき安全認証を取得(2014年2月)	国内認証の実施	国内認証の実施	国内認証の実施	国内認証の実施	国内認証の実施	国内認証の実施	国内認証の実施
NEDOとドイツ州政府の間で、我が国の生活支援ロボットを用いた実証に関して協定覚書を締結	ロボットの国際共同研究の実施	ロボットの国際共同研究の実施	ロボットの国際共同研究の実施	ロボットの国際共同研究の実施	ロボットの国際共同研究の実施	ロボットの国際共同研究の実施	ロボットの国際共同研究の実施
	産・学・障害者・福祉専門職等の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせるため、シーズ・ニーズ・マッチング強化事業を実施	産・学・障害者・福祉専門職等の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせるため、シーズ・ニーズ・マッチング強化事業を実施	産・学・障害者・福祉専門職等の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせるため、シーズ・ニーズ・マッチング強化事業を実施	産・学・障害者・福祉専門職等の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせるため、シーズ・ニーズ・マッチング強化事業を実施	産・学・障害者・福祉専門職等の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせるため、シーズ・ニーズ・マッチング強化事業を実施	産・学・障害者・福祉専門職等の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせるため、シーズ・ニーズ・マッチング強化事業を実施	産・学・障害者・福祉専門職等の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせるため、シーズ・ニーズ・マッチング強化事業を実施

省エネ性能等に優れ、高齢者等が安心して健康に暮らし、移動することができるとして、健康増進(「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現し、次世代の住宅・まちづくり産業を創出する)

「ロボット介護機器による自立促進・介護負担軽減5カ年計画」の推進  
ロボット介護機器の本格導入の実現

・ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円  
2030年に約2,600億円【約10億円(2012年)】

・重点分野のロボット介護機器導入台数、2030年8,000台

病气やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会④